

特定非営利活動法人いわき自立生活センター 倫理綱領

(目的)

特定非営利活動法人いわき自立生活センター（以下「法人」という）に勤務する職員は、福祉の担い手として専門職の誇りをもち、社会的使命と職務の責任を常に考え、豊かな人間性を磨くことを心がけるため、ここに倫理綱領を設ける。

倫理綱領

当法人の基本理念である「共に生きる」を遂行するために、利用者個人の尊厳の保持、自立支援、生活と権利の保障並びに良質で適切な福祉サービスの提供について、認識を深め確固たる倫理観の基に専門的で公平・公正なサービスを実践するために自己管理の徹底と決意を表明するために「倫理綱領」を定めます。

1. 生命の尊厳

職員は、利用者の生命・身体の安全及び自由に対する権利について最大限尊重します。

2. 人権の擁護

職員は、いかなる理由によっても差別をせず、いかなる場合であっても暴力・暴言等の虐待並びに身体拘束は許されない行為であると自覚し、

福祉サービス利用者の人権をあらゆる知識と技術を駆使して擁護します。

3. 自主性の尊重

職員は、利用者本意のサービス提供に努め、利用者の意見・主張に耳を傾けるのは勿論のこと、積極的に情報を提供し、利用者自らが選択できるように配慮のうえ、自己決定したことを尊重し、行動が実現できるように積極的な援助に努めます。

4. 個人の尊重

職員は、人生・生活観の異なる利用者一人ひとりの人としての個性・主体性・可能性を尊び、安心と誇りを持って心豊かで潤いのある生活を共に作り上げるように努めます。

5. プライバシー・財産の保護

職員は、利用者様のプライバシーの保護、秘密の保持並びに私物管理及び私的空間と時間の確保に配慮し、財産の適正管理を推進し、利用者との信頼関係の保持に努めます。

6. 地域社会との交流・協力

職員は、利用者が地域社会の一員として生活していくために、理解・協

力を得られるように地域社会に働きかけ、社会資源を効果的に利用し、関係機関・諸団体との連携のもとに社会参加・交流の促進を図ります。

7. 施設サービスの点検・評価

職員は、施設（事業）サービスに関する不服・苦情を受け付け解決を図る第三者委員会の趣旨を尊重し、オンブズパーソンの活用も図ります。

さらに、福祉サービス第三者評価機関によるサービス点検・評価を受審し、利用者サービスの向上と施設運営の適正化に努めます。

8. 専門的な支援の確立

職員は、福祉事業の役割と使命を自覚し、専門的知識、技能の向上を目指して日々研鑽に努め、利用者が生きがいのある、健全で充実した人生が送れるように継続的に支援を行い、広く社会から信任を受けられるように努めます。

9. 社会的ルール（コンプライアンス）の遵守

職員は、法人の理念・指針・職員倫理綱領及び法人が定めた諸規定・規則の遵守は勿論のこと、事業遂行に必要な関係法律を学び理解し、公益的な役割を担う特定非営利活動法人の一員としての自覚のもとに法令遵守に努めます。

附則 この倫理綱領は、2024年12月13日から施行する。

